

民主主義の精神から見た無条件基本所得

ザーシャ・リーバーマン(アラナス大学)

(解説・訳: 別所良美)

解説ーベーシック・インカムと民主主義との関係

ここに訳出したのは、ザーシャ・リーバーマン教授による同名の著書『民主主義の精神に基づくベーシック・インカム Aus dem Geist der Demokratie: Bedingungsloses Grund-einkommen』(Humanities Online社 2015年)からの部分訳である。

著者のリーバーマン氏は、一九六七年生まれで、二〇〇一年にフランクフルト大学で博士号(社会学)を取得し、二〇一三年からドイツ・ボン近郊にあるアラナス大学において哲学・美学教育の教授に就任し現在に至っている。氏は二〇〇三年に創設者の一人としてイニシアティヴ(市民組織)「完全雇用の代わ

りに自由を Freiheit statt Vollbeschäftigung」を立ち上げて以来、ドイツにおけるベーシック・インカムの研究と啓蒙活動を独自の視点から積極的に進めている。

著書『民主主義の精神に基づくベーシック・インカム』は、ドイツにおけるベーシック・インカム論争の論点を学術的な方法論に従って体系的に叙述したものではない。収録されている諸論考は、イニシアティブ「完全雇用の代わりに自由を」のホームページ上のブログ等で、二〇〇六年からその時々の時事問題やベーシック・インカム批判者への反批判として折りにふれて氏が公表した文章を時系列ではなく、テーマごとに分類し、さらに二〇一五年現在の視点から書き改めたものである。過去十年におけるドイツのベーシック・インカム論争での争点や、批判者

のみならず擁護者における隠された前提をリーバーマン氏の視点から批判的に解析したものが本書である。本書に含まれる多様な諸論考は、「民主主義、共同体、市民」、「家族、子供、介護」、「教育課程と教育制度」、「経済」、「尊厳、公共の福祉と規範的理想」という五つのテーマに分類されており、ドイツにおけるベーシック・インカム議論の多様性と問題性が眺望できるところになっている。訳出にあたっては、ドイツにおける多様なベーシック・インカム議論を民主主義の基本原理から批判的に読み解くという本書の主題を最も直接に論じていると思われる部分を選んだ。

とはいえ、多様で複雑なドイツの論争状況の中で生まれた本書の、しかも部分訳だけではリーバーマン氏のベーシック・インカム論の真意を理解することは困難と思われるので、ドイツでの論争の社会的背景とリーバーマン氏の理論的立場の特徴について概説を試みておきたい。

ドイツにおいてベーシック・インカムが議論されるようになった社会・経済的背景については、二〇一二年の拙稿を参照していただきたい(別所良美(2012)「ドイツにおけるベーシック・インカム」、名古屋哲学研究会編『哲学と現代』第27号、p.80-96)。ここでは要点だけを述べる。労働市場の自由化政策

によつて雇用を増大させるべきだという新自由主義的な政策提案が二〇〇二年にハルツ委員会答申として出され、ドイツ政府は答申内容を二〇〇三年から段階的に法律(ハルツI、II、III、IV)として実施した。特に社会保障制度改革をめざすハルツIV法(二〇〇五年一月施行)の諸規定が、失業者に労働市場への参入を強制し、人間的尊厳と自由を抑圧するものであるとの反発と不満がドイツ市民の間に広がり、ハルツ法に対する対抗理念としてベーシック・インカムへの関心が高まった。この社会的な関心を喚起した中心人物がゲッツ・ヴェルナー氏であるが、氏に関しては、彼の著書の翻訳が二〇〇七年に『ベーシック・インカムー基本所得のある社会』(原書2006年)が、二〇〇九年に『すべての人にベーシック・インカムをー基本的人権としての所得保障について』(原書2007年)が日本でも出版されたことでもかなり知られることになった。ヴェルナー氏を中心とするイニシャティヴ「未来への企て」と理念を共有して連携して活動してきたのがリーバーマン氏のイニシャティヴ「完全雇用の代わりに自由を」である。両組織に共通するのは、ベーシック・インカムを、人間を自由で自律的な主体とみなす人間観の問題として、そしてまた、人権と尊厳を尊重し合う民主的な市民共同体の問題として捉える点にある。

しかしヴェルナー氏やリーバーマン氏のベーシック・インカム理解がドイツで理解され、広く受け入れられたわけではない。本翻訳を一瞥すれば明らかのように、リーバーマン氏が論争の中で格闘しているのは、多くの論者がベーシック・インカムを論じる場合の誤解に対してである。その誤解とは、ベーシック・インカムを現代社会が直面する諸問題を解決する「手段」と理解し、その「手段」の有効性を各論者が依拠する価値観・目的表象から評価するという思考パターンのことである。既に述べたように、ベーシック・インカムが論点として浮上した社会的背景は二〇〇三年に始まったハルトツ改革という労働市場の自由化政策であったが、ベーシック・インカムという制度提案は現代社会のさまざまな問題に結び付く。そのため議論は多岐に亘ることになるが、その際の議論は通常、ベーシック・インカムという政策手段がそれぞれの論者が暗黙の前提として抱く価値観に照らして善いか悪いかを価値判断するという形態をとる。例えば、稼得労働が人間の社会的本質であるという立場にとつては、無条件に与えられる基本所得によつて人間が働かない怠け者になる危険性があるため、ベーシック・インカムは悪しき政策手段である。また、生活費用の家庭内分配が家族の絆の基盤であるとするとする立場にとつては、ベーシック・インカムが未成年の子

供も含め個人単位で給付されると、家族の解体を引き起こすと危惧され、悪しき政策と見なされる。さらに、教育へのインセンティブが最終的には就職と所得の獲得であると考える立場にとつては、就職と所得への強迫観念を取り除くベーシック・インカムは、勉強意欲を消失させ、教育を崩壊させる悪しき政策となる。あるいは、失業と生活への不安のみが3K(キツイ・汚い・危険な)仕事を人間に受け入れさせると考える立場にとつては、ベーシック・インカムの導入は人々に3K仕事を回避させ、3K職種を不可欠の要素とする国家の産業構造を崩壊させる悪しき政策となる。

さて、このようにさまざまな問題に対する単なる政策「手段」としてベーシック・インカムを論ずる場合、ベーシック・インカム反対者はもちろん賛成者や共感者であっても、各論者が暗黙の裡に前提する価値観や目的表象そのものは議論や反省の対象とはならない。リーバーマン氏が格闘するのはこの「誤解」である。氏にとつてベーシック・インカムとは既存の価値や目的を実現するための単なる「手段」ではなく、既存の価値観・目的観を批判的に再吟味して、人間の生にとつて価値を持ち目的とすべきものは何かを再考させるもの、すなわち本来の「人間観 Menschenbild」を説明することを促す一つの「挑戦

「Herausforderung」を喚起する概念である。自己の生存と共同体への参加の基盤を保障するベーシック・インカムを無条件に与えられた人間がその自由な活動によって何に価値と目的を見出すかのかという人間観こそベーシック・インカムがわれわれに挑戦として突きつけるものである。

とはいえ、これだけではベーシック・インカムが単なるユートピア思想、現実乖離の夢想と思われてしまう危険がある。そこでリーバーマン氏が持ち出す現実的な参照軸が、現に我々が生きている民主主義社会であり、その原理を明示する憲法である。現に正当性を有する憲法の原理からベーシック・インカムを基礎づけようとするのである。この点を氏の別の論考「ベーシック・インカムの人間観」(Liebermann 2012c)を参照して簡単に述べておきたい。

日本も民主主義国家であり、憲法の前文で「主権が国民に存すること」が宣言され、象徴天皇制を基礎づけるためとはいえ、第一条で「主権の存する日本国民の総意」という文言が記されている。そして第十一条では「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と明言され、第二五条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とまで述べられている。日本は、憲法の規定によれば、国民の基

本的人権と生活権を保障する主権在民の民主主義国家である。同様にドイツ連邦共和国基本法(「憲法」)も冒頭第一条で「人間の尊厳は不可侵であり、それを尊重し保護することは国家権力の義務である」と規定し、人間の尊厳の内容としてさまざまな基本権についてその後述べている。ドイツも人間の尊厳と基本権を尊重する民主主義国家である。

しかしここで興味深いのはリーバーマン氏が、人間の尊厳や基本権の規定からベーシック・インカムを直接引き出していない点である。おそらく、尊厳と基本的人権が憲法では国家権力の保護対象と規定されているため、そこからベーシック・インカムを導出することは、それが国家からの恩寵・施しであるような誤解を生むと考えられたからであろう。むしろ氏はドイツ基本法の第二〇条二項「すべての国家権力は国民に由来する」という規定を重視する。これがドイツ国家の中心的な政治原理であり、「国民主権 Volkssouveränität」を表現しているとして、次のように解釈している。

「主権者、国民を構成するのは国家市民であり、国家市民があらゆる権利の無条件の担い手である。すなわち、これらの権利の付与はいかなる代償行為とも結びついていな

氏が強調するのは、市民が主権者であることの無条件性であり、主権者性が「いかなる代償行為とも結びついていない」点である。主権者としての市民の無条件性こそが民主主義国家の基盤であり前提だという解釈である。あらゆる国家権力が国家市民に由来するとするのが民主主義の原理であるならば、国家権力があらかじめ主権者市民の資格条件を規定して、その条件を満たす人間のみ主権者であるという市民権を与えることは、民主主義の原理に矛盾するといふことである。論理としては主権者市民の存在以前に、国家権力は存在しえないとし、国家権力によって主権者市民は無条件の前提だとするのが民主主義の原理である。そして民主主義の歴史は、その原理が制度の中に徐々に具体化されてゆく歴史であるということになる。民主主義制度の歴史は、資産と身分に制限された選挙権から成年男子の普通選挙権、男女平等の参政権へと発展してきたが、現在においても市民が主権者であることの無条件性が完全に実現されたわけではない。稼得労働に就いていない失業者はせいぜい二三流市民であり、本来の市民になるべく就労する(と)を要求され強制される。就労を主権者市民である(と)

との条件として要求する社会規範(「労働社会の規範」)が、現代の民主主義制度の内部でも、その理念に反して支配している。福祉国家制度がほころび始め、労働市場の自由化が進展する現代の危機的状況の根底に潜んでいるのは、民主主義国家の理念に反する労働社会の規範の根深さなのである。ベーシック・インカムに関する議論が紛糾し、ベーシック・インカムに反対し、懐疑を表明し、留保する態度が(旧来の右派と左派、保守派と進歩派に関わりなく)社会に広がっているのは、民主主義国家の理念を見誤り、労働社会の規範に多くの人々がとらわれているからである。

この誤解を解くことがリーバーマン氏のさまざまな議論の中心課題である。彼は二〇〇六年に公表した論考「自由を可能にし、共同体を強化する」(Liebermann 2006)において既述のように指摘していた。すなわち、我々の民主主義国家の憲法理念が「市民は政治的秩序の正当性の源泉である Bürger sind die Quelle ihrer [der politischen Ordnung] Legitimation」と明言しているにも関わらず、実際の論争を見れば、「完全雇用の要請が公的な議論を支配して」(Liebermann 2006: 103162)おり、「労働が最高の目的 Arbeit ist der höchste Zweck」(ibid. 104163)という観念に社会はな

おとらわれている。現に存在する我々の民主主義国家の理念は主権者市民の絶対性と無条件性を規定しているにも関わらず、同時に我々は市民の主権者に稼得労働という条件を課し続けるという自己矛盾に陥っている。そしてこの自己矛盾を暴き出すのがベーシック・インカム概念なのである。ベーシック・インカムは、特定の社会問題を解決するための一つの政策(手段)モデルであるのではなく、民主主義の理念と労働社会の規範との矛盾を開示し、主権者市民の無条件性、むしろその目的自体性を気づかせる概念なのである。

ここに訳出した最初のエッセーの表題は「基本所得の人間観」とされているが、その意味もすでに明らかであろう。民主主義の理念に真に対応しているのが「ベーシック・インカムの人間観」であり、この人間観と労働社会の人間観(稼得労働を人間に強制し自由を奪う人間観)との戦いが、ベーシック・インカム論争の根本にある。そのような根本性格を有する論争がドイツ社会の現状の中でどのような多様な議論として展開されてきたかの一端をここに訳出されたリーバーマン氏の文章が紹介すること、日本におけるベーシック・インカムと民主主義に関する議論が発展する一助となれば幸いである。

謝辞

本稿部分訳の本機関誌への掲載をご快諾いただいた Humanities Online 社と同社編集者の Wolfgang Barus 氏に心から感謝します。

本解説および翻訳はJSPS科研費 26370025 の助成を受けたものです。

翻訳「民主主義の精神から見た無条件基本所得」

ザーシャ・リーバーマン(アラナス大学)

基本所得の人間観

(S.15-18)^③

基本所得^④の人間観とは民主主義の人間観である(Loer 2009, Lieberman 2012c)。これはドイツ連邦共和国基本法(憲法)をちよつと見ただけでもわかることである。ところが公の議論では、無条件基本所得が前提する人間観が問題にされるとき、それはあたかも遠い未来の事であるとか、新たに発見されるべき何かであるように取り扱われる。

無条件基本所得に関する議論において頻繁に出くわす問いがある。(「いつたい人間はすでにそれほど進化しているのか?」) (「BI導入が可能となる以前に、まず準備段階が必要ではないのか?」)といった問いである。そのために、ヴォルガンク・エンクラー(Wolfgang Engler)をはじめとするBI支持者たちなども、BIを教育義務(「BIに相応しい人間に成熟するための教育を受ける義務」)と結びつける必要があると明言している(Mika/Reinecke 2006)。他の人びとは、「社会がBIに「慣れる」ための移行期間の必要性を説いていく(Welter 2014)。さら

文 論

に別の人々、例えばクリストフ・ブッターベッグ(Christoph Butterwegge)(Butterwegge 2013)やクラウス・デー(Klaus Dörre)(Hessischer Rundfunk 2010)などは、BIを正しいと考えてはいるが、市民を信頼することができないので、BIが悪用されて社会国家制度^⑤が一層弱体化することに反対している。これらのBIに対する反応から推察できるのは、市民は自らを守ることができないので、他者が守らねばならないという人間観である。これは誤った進歩的、パターナリズムと云えよう。彼らによると、「BIの導入が、新自由主義的に悪用され、従来の種々の給付金や現物給付が廃止される結果になって、人々が以前よりも収入を得ることに汲々とするようになるなど」社会国家の解体が起つたとしても、それは多数派市民によって支持され民主的正当性を与えられている。しかし、その代償として市民の地位はさらに弱体化する。というのも人々が収入を得るための時間を増大させればさせるほど、共同体のための市民参加(Engagement)が減少するから、というのである。ブッターベッグ等のように、或る提案が悪用される危険性があるという理由で、その提案そのものやその間違つた実施例に反対するということは、民主主義に留保を突き付ける態度であり、市民を未成年の・未成熟な被保護者と見なす態度

であると言える。

あらゆる理念には悪用される可能性がある。しかしそれが民主的手続きを通して生じ、主権者が『悪用』に賛成するならば、それはもはや単なる悪用ではなく、むしろベーシック・インカムの本来的理念を否定する決定を行うことである。民主主義が民主主義であるのは、それが或る特定の考えに沿った決定を下すからではなく、その決定が主権者に由来し、主権者に担われるからである。このことは人間観をめぐる議論において何を意味するのだろうか。

よく見かける上記のようなBI懐疑論を見てみると、BI反対論が抱く人間観は、我々が六〇年以上にわたって生きてきた民主主義の人間観と明らかに一致しない。愚かな前提に立ち、『善良な人間』への希望的幻想を抱いているのはベーシック・インカムではない。愚かなのはむしろ、BIに賛成であれ反対であれ、民主主義の根本を明確に理解していないやうな人々の方である。もしかすると彼らは民主主義の根本を善いと考えないのかも知れない？もし好ましい決定が下される場合のみ民主主義を望むというのであれば、それは民主主義の廃止を公言することに帰結しないのだろうか？ドイツでのいわゆるミナレット(モスクの尖塔)禁止に関する議論やスイスでの「反移民

大量流入」国民投票⁶⁾などを思い起こしていただければわかるように、好ましくない決定であるということが国民投票に対する反対理由になることがある。つまり、国民投票からどんな危険が生じるかわかるでしょう、ということである。

しかし必要とされる人間観が問われる場合、更に問われるべきは、この問いで何が意図されているかという点である。この問いの意図は、人間が実際にどのように行動しているのかということなのか？それとも、行為者がその行為においてどのような自己像もっているのか、つまり我々は自己と他者についてどのようなイメージを抱いているのかということなのか？あるいはまた、民主主義的な行為であるためには正しい人間像を持たなければならぬということが意味されているのか？つまりこの問いはむしろ心情の問題だということか？

現実には私たちの共同生活にとつて重要なことは、私たちが実際にどのような形で共生しているかである。私たちは民主主義の中で生きているのであり、それを担う私たちの覚悟がなければ成立しないような民主主義の中で生きているのである。民主主義に本気で疑念を抱くなどということができるのは、人間一般を他律的で未成熟で操られた存在だと考える場合だけである。そのように考えることは、人間に自分の行為に対す

る責任を免除することである。アンケート結果をもとにして、多数の市民が「シュトウツトガルト21世紀計画」^⑥や六七歳年金給付開始や、「ハルツW」に反対していると考えるとすれば、それは多数派意見の形成についての誤解である。アンケート結果があるといつても、どこに大デモンストレーションがあるのか？ 反対しているはずの多数派はどこにいるのか？ どうしてそのような多数派を見かけないのか？ 大抵の場合、状況を判断するためにアンケートが行われるが、それは意見を求めるだけで、責任を要求するものではない。意見(Meinung)とは決断(Entscheidung)ではなく、行為に結び付く信念(Uberzeugung)でもない。先に述べたスイスでの国民投票に先立って行われたアンケート調査は実際の投票結果からかなり離れたものであった^⑦。人間が実際に欲するものは、決断から読み取らねばならないのであり、人間を行為に導く信念を丹念に調査して決められねばならない。したがってドイツにおいても社会の実態を明確に反映するのは国民投票であろう。国民投票の結果を無視することは誰にもできない。

人間観とは我々の行為自体の表現ではなく、どのように我々が自らの行為を解釈するかという我々の自己イメージから生まれるものである。人間観は行為と重なることもあるし、

それからかけ離れる場合もある。自分を非常にリベラルだと思っている人間が実際には独断的なこともあり、彼の行為を見てはじめてわかる場合がほとんどである。にもかかわらず人間観の影響力は大きい。我々が行為する可能性が現に存在することに気づくか否か、行為の可能性がそもそも我々に現れるか、それとも全く考えられないかどうかは、人間観に左右される。このことが特徴的な形で現れる場合を挙げてみよう。一人の「平凡な取るに足らない人間」が「自分がでしゃばっても、どうせ誰も耳を貸してくれない」と言うとなれば、彼自身が自分を「取るに足らない人間」にしているのである。しかし自ら関与して物事を変える可能性は常に存在する。ベシック・インカム論争もそのような事例の一つに過ぎない。今日明日では何も変わらないからこそ、粘り強さが必要なのである。確かに一人では大きな変化をもたらすことはできないが、しかしだからこそ、共に行動することを常に必要とするのが民主主義である。自分一人の意見が尊重されると思い込むのは不遜な思以上がりというものである。

ベシック・インカムをめぐる論争のなかでは、人間を未成年化(Entmündung)させる道程が印象的な形で示されている。第一の道程は、他者の成年性を否定する人々のエリート主義

的で尊大な態度によるものであり、しかもそれを相手のためを思つての配慮からだと言ひ含めるような態度によつてである。この点ではドイツにおけるベーシック・インカム批判はスイスでの国民投票に対する批判に類似している。ベーシック・インカム導入のための国民投票に向けた活動がスイスでは行われているが、これに対して、一見するだけではそれと見分けられないが、類似の批判がなされている^⑧。スイスでの批判には、強制的援助〔失業者に稼得労働を強制する条件付きの援助〕には賛成するが、そのような援助を拒否する自由(成年性)を認めないような態度がみられる。第二の未成年化の道程は、自己未成年化であり、現状に対する責任をいつも他者に押し付けて、安逸に生きようとするによつてである。

未成年化へのこれら二つの道程がともに隠蔽しているのは、今日、私的なことであれ公的なことであれ人間は自らの生について本質的な決断を下さざるを得ないという事態である。「シュトウツガルト21世紀計画」反対運動や他の小さく目立たない市民運動が示しているように、市民は普通言われているよりもずっと活動的で深い関心をもっており、それは実際に行つてゐる市民活動や現実の政治秩序から出発して考えれば、

ベーシック・インカムは思つたよりもずっと実現可能なものである。

自由と完全雇用との関係

— 完全雇用への代わりに自由を、このスローガンを掲げて私と (S18-20)

《完全雇用の代わりに自由を》、このスローガンを掲げて私と私の共闘者たちは二〇〇三年の冬に無条件基本所得(ベーシック・インカム)を擁護する論戦を開始した。それ以来このスローガンは再三人々を困惑させてきたし、今なおそれは続いている。或る人々の非難は、私たちがBI擁護者への居候非難や怠け者非難を助長しているというものである。他の人びとは、このスローガンを自由市場主義的要求の一つと見なし、致命的欠陥を持つと考える。これら声高な非難はなぜ起こるのか、つまるところ何が問題なのか？

まずは経緯を振り返つてみよう。《完全雇用を通して (church) 自由を》というスローガンであるが、これは稼得労働が自由を生み出すということである。完全雇用と自由との関係に関するこの定式は、ユリアン・ネ・ヤシツク(Juliane Jaschik)がかつて指摘したように、私たちのスローガンを逆転させたもの、す

なわち《自由の代わりに完全雇用を》を意味するように思われる。稼働労働のみを問題にする完全雇用という専門用語とは何か？ヴォルフガング・シュトレンクマン・クーハーン(Wolfgang Strengmann-Kuhn)も指摘してゐる(Strengmann-Kuhn 2008)ように、「この用語が問題としているのは活動する人間ではない。この用語が問題にしているのはむしろ、いわゆる労働市場における需要と供給の均衡モデルである。均衡が実現されるのはまず、「望まない失業」が存在しない場合である。この均衡モデルはさまざまに定義されるが、そのすべてが「賃金・稼ぎを得るための」稼働活動に関するものである。自由が稼働活動の眼鏡を通して見られている。完全雇用を通しての自由という考えは、我々が「労働市場における近代的サービス業のための法律」、いわゆる「ハルツ法」によつて経験してきたものの先鋭化である。というのも、この考えによると、我々の共同体の基盤となるべき人間とは稼働労働者であつて、市民ではないということになるからである。稼働労働によつてのみ市民は自由を獲得することができるということである。

ディーター・ショルツ(Dieter Scholz)はもう少し好感のもてる定式化をしている。彼の《自分で決めた労働を通しての自由》(Neuendorf et al. 2009: 7)という定式は、人間を自由な活動

存在と見なしてはいるが、労働を通してはじめて自由になるとしている。人間は、単に人間であるだけでは自由ではないのである。我々の政治秩序が市民の自己決定(Selbstbestimmung)〔「自立・自由」〕から出発し、かつそれを要請していると、ショルツの定式は一種の後退である。人間の尊厳とはまさに労働に依存しないものである。少なくとも我々の政治秩序の理解からすれば、そうである。

次は《完全雇用への自由》という定式である。この定式において、個人が自分で重要で正しいと認めることだけに従事する自由が意味されているのであれば、これはベーシック・インカムにかなり近いと言えるかもしれない。ただしその場合には完全雇用とは専門用語の意味とは無関係なものとなる。専門用語としての完全雇用で問題なのは労働市場における需要と供給の均衡ではない。しかし不均衡、つまり労働力の過剰や不足が起こるからどうだというのだ？確かに、均衡という考えやそれに類似的な思考様式にとつては不均衡が問題とならざるを得ない。《非自発的失業》はあつてはならないという発想も、そのような状態は回避可能だということを含意している。しかし何としてもそれを避けようとするれば、人間の労働力を必要とせず価値も産み出さない職場を作り出すことになるのでは

ないだろうか？

しかしすでに示唆したように、共同体の核心は別のところにある。すなわち、市民を市民であるがゆえにその国の市民であることと承認すること、それゆえ政治的共同体の形成を自己目的と承認することが共同体の核心である。まさにこの理由からして市民権は無条件に付与される。なぜなら、理論的説明は置くとして、少なくとも市民権を無条件に付与する我々の行為が、共同体における個人の自由が共同体の出発点でもあり目的でもあることを明らかにしているからである。まさに市民権こそ、平等な共同体のために官権国家(Obrigkeitsstaat)の介入から人間を自由にするものである。自由意志(Freiwilligkeit) すなわち自らが重要かつ正しいと考えることを為す自由、この活動への自由が第一の自由であり、他の自由はその後に位置するのではないだろうか。市民と共同体は互いを必要としており、市民は共同体のために、そして共同体は市民のために存在する。

だとすれば、自由と活動とは等価ではない。自由があつて初めて活動が生じる。ところがドイツの社会政策において特に近年顕著なように、活動が重視されるようになる、自由と活動とが対立することになる。自由と《完全雇用》とは全く対立

する。それゆえまず自由と活動との関係を適切なもの戻さなければならぬ。そのために何よりも重要なことが《完全雇用の代わり》に自由を《》という関係である。

さて、このような「自由と活動・雇用との」対立を強調することはベーシック・インカム反対者を利することになるという非難が《完全雇用の代わりに自由を《》というスローガンに対して再三なされてきた。このスローガンは、ベーシック・インカムが無為な怠惰への願望を表わすというイメージを広めることになり、BIを促進するための議論を害する、というのである。無為な怠惰とは無関係だということを強調するというのもBIへの自信のなさの現れである。怠け者批判に攻撃の糸口を与えてはならないと考える人がいるのも自信のなさが理由であろう。しかし、人間とは多様な形態で社会参加し、それによつてのみ共同体はそもそも存続しうるのだということが自明で日々観察される事柄であるにもかかわらず、これをBI推進者が確認しなければならぬと考えること自体が攻撃の糸口となっているのである。自明の事柄を強調しなければならぬのは、それが人々には自明ではなくなっているからである。こう考えたとBIへの非難は、事実ではなく先入見に基づいたものとなる。われわれは自分たちが市民の政治的共同体を形成していること

を理解せず、それをまず稼得労働の社会、「労働社会」であると考えている。これが問題なのである。

労働社会から活動社会へ? —ダーレンドルフのBI論

(S.20-25)

ベーシック・インカムについて論じる場合のスローガンは「活動社会 [Tätigkeitsgesellschaft]とスローガンに近いものとなる。ある人々は、ベーシック・インカムのうちに、「労働社会 [Arbeitsgesellschaft]からの解放のチャンスを見ており、社会を成り立たせる不可欠で多様な諸活動が十分に承認されることになる」と考えている。BIが人間を活動する存在 [tätigsein]へと解放することについては広く論じられている。人間が自ずと追求する事柄(失業の恐怖によって)人間を強制する必要はないということである。ただしその際にも往往にして明確になつていないのは、BIと活動すること (Tätigkeit)との関係である。つまりBIを理解するために、活動社会というイメージが助けとなるか、あるいはむしろ誤解を生むのではないかという点が明確ではない。誤った方向に議論が向かうと、二つの概念を結合することで議論が混乱する可能性がある。というの

もBIが重要になるのは、「労働社会」の自己理解を克服する意志を前提してのことだからである。BIを活動社会と結合する観点から出発すると、参加所得 (Participation Income)(Atkinson 1996)とか共同体への奉仕といった考えに至りつくことが多い。すると新しい条件、つまり活動するという条件が現れる。個人は、活動することによってはじめて、基本所得や最低所得への権利を得るということになる。確かにその場合には受給基準は今日よりも拡大され、それゆえ多様な活動形態が促進されると思われる。しかし活動していなければならぬという基準はさらに重要性を増すことになり、今日の社会政策原理からの決別は完了しないだろう。

それゆえBIへの批判に対する返答として、活動社会を持ち出すことは拙速であると考えられる。BIは怠惰(耽る)非活動的な人間を増やすといった異議に対して、否、そうではなく、BIは人間を活動へと解放するのだと返答されるかも知れない。しかし「BIが人間を怠惰にする」というイメージが「BI反対者」を利するという非難こそ、《完全雇用の代わりに自由を》というスローガンに再三投げかけられたものである。このスローガンは、BIが安逸な無為への願望であるといったイメージを広め、それゆえベーシック・インカム議論を害するものだと言非難され

た。無為な怠惰とは無関係だということを強調するというのがB Iへの自信のなさの現れである。怠け者批判に攻撃の糸口を与えてはならないと考える人がいるのもそれが理由であろう。しかし活動社会というスローガンを用いようとするなら、それが求めているのが現在の政治秩序が要求するもの以上であることを自覚すべきである。現在の政治秩序は貢献するという市民の覚悟と意志を前提しているだけで、それらを生み出すことはできない。市民の積極的関与(Engagement)が不十分な場合、民主主義において可能な方策は、公的な議論の場において、共同体が直面する課題とその克服に関して意見交換が行われるようにするしかない。共同体が個人に対してこのような問題に対処するにはそれ以上の方策があるとは我々には認められない。

活動することが決定的に重要だという考えがどれほど深く根付いているかは、ラルフ・ダーレンドルフのような思想家においても見て取ることができる。彼はベーシック・インカムを「憲法で保障された請求権 Konstitutionelles Anrecht」と位置づけ、いかなる代償行為も条件としない請求権であると認めているのだが、一九八六年にベーシック・インカムと自由な活動に関する文章の中で、次のように述べている。

「実際のところ稼得労働は長い間ほとんどの人間の生活にとつて中心的な位置を占め、労働社会に関する言説を正当化してきた。稼得労働の意義を決して過小評価すべきではないという声高な主張が企業と労働組合からなされるのは当然のことである。この要求は、労働の軽減や(「不当な」労働からの解放という標語のもとに「自由の領域」が次第に拡大した世紀の発展と交差する形でなされた。もしかすると我々は、自由な活動形式に比して稼得労働が減少する時代に、ある意味では労働社会の終焉と活動社会の始まりに位置する社会の入り口にいるのかも知れない。しかしそのことから多くの恩恵を受け、労働と所得とを原理的に分離する時代が来たのだと主張できるのは、相当な特権を持った集団、例えば中流の大卒公務員などだけだろう。だが、より少ない特権しか持たない人々は、職業と稼得労働とが多くの観点からして社会生活の不可欠の要素であり続けていることを知っている。」

(Dahrendorf 1986: 132f.)

ダーレンドルフの論述の中で注目すべきは次の二点である。

第一に、ベーシック・インカムに関係する議論の起源が深く歴史を遡ると述べられている点である。第二に、彼の説明が、ベーシック・インカムをめぐる議論が誤解とは言わないまでも如何に不正確に論じられ、今後とも論じられることになるかの証左であるということである。彼は、稼得労働の意義を評価する際に分離して考察され評価されねばならない二つの側面を混同している。

一面では、オートメーション技術の利用によって生活時間を実際に取り戻し、またさらに多く取り戻す可能性が論じられている。ただそれが最終的にどうなるかについては不明である。生産性が上昇することによって、より少ない人間の労働力によってより多くの製品を作り出すことができる。これが年間総労働時間の長期的低減傾向である(Datenreport 2011, S.99; Statistisches Bundesamt 2011, S.894ff; Schildt 2006, 2008)。もっともこのような知見が何を結果としてもたらすかについては見解が分かれる⁹⁾。これに関するダーレンドルフの見解が、稼得活動がもはや中心的意味を持たず、それゆえに労働社会が終焉に近づく、活動社会から分離されるということであれば、彼の見解は現状の有用な側面を言い当ていることになる。二〇〇一／二〇〇二年度のドイツ連邦統計局の発表では、稼得労働

時間五六〇億時間に対して無償労働時間九六〇億時間であった(Statistisches Bundesamt 2003, S.11)。

他面では、稼得労働の規範的な価値もそれに使用された時間量も、稼得労働者と市民が共同体の中で占める地位を表すものではない。市民であるという地位は稼得労働によって規定されず、またそれに依存するものでもない。失業したとしても市民が市民で無くなることはない。これは失業によって稼得労働者の地位を失うことは全く異なる。人間は、特別な業績によって、国家市民であったり、その地位を獲得するわけではない。市民の地位は業績に依存しない。この点で市民の地位は代償業績に結びついていないベーシック・インカムの無条件性と類似している。ダーレンドルフは近代の民主主義における市民的地位の意義を明確に認識していた数少ない一人であるが、その彼でさえ上記の引用において偏狭な見方をしていることに驚かされる。そこで彼が稼得労働に異常に高い意義を与えていることは、政治的次元での共同体のあり方と明らかに矛盾している。少なくとも共同体の自己イメージの次元では、稼得労働者であることが国家市民であることと拮抗しているかのようである。ダーレンドルフは「稼得労働が」社会生活の不可欠の要素であり続けている」と記しているが、それが正確には何

を意味するかが問われなければならない。稼得労働がどれほど重要であろうと、その地位は国家市民の地位と同列に置きうるものではない。確かに稼得労働は不可欠なものであるが、それは稼得労働が価値創造に寄与する点においてであり、決してそれが共同体そのものを特徴付ける「要素Ⅱ基盤」だからではない。これに対してベーシック・インカムは、業績ではなく地位に対応するものである点で、稼得活動を相対化するものである。したがって市民であること自体の承認に対応する地位を与えるのがベーシック・インカムである。市民は市民であることゆえに目的であり、共同体も同様に目的である。すなわち市民は目的自体であり、共同体も目的自体である。市民と共同体はそれぞれ他者なしには考えられないものであり、相互依存的に存立している。市民は、市民として自己を実現するには、自らの共同体を共同体として実現せざるを得ない。共同体は、共同体として自己を実現するためには、その市民を市民として実現せざるを得ない⁽⁹⁾。共同体を労働社会と特徴付ける考えによって、上記の根底的な連関が長年無視されてきたのであり、まさにその連関が転倒されてしまったのである。活動社会を再評価し、それへの価値転換を行なう試みもそのような無視・転倒から逃れることはできない。

ダーレンドルフは先の文章に続けて次のように述べている。

「発展した社会の福祉機会(Wohlfahrtschancen)とその(必然的な?)分化・発展(Differenzierung)を保障するには、労働による収入という方策以外は考えられない。さらにこのことは福祉の再分配要素にも、それゆえ給付付帯経費(企業が支払う労働者の社会保険料など)にも、さらに社会国家にも当てはまる。」

さてこれに対して、ベーシック・インカムとは、稼得労働による所得の廃止を意図するわけではないが、所得と稼得労働とを新たな関係にもたらそうとするオータナティブな方策である。ベーシック・インカムは社会の分化・発展を減ずるのではなく、増加させる。というのもベーシック・インカムによって、直ちに職業(Beruf)とはならないような遣り甲斐(Berufung)に応じる⁽¹⁰⁾ことが容易になるからである。と同時に、自分に適した職業を見つける機会も増大する。というのも誰も職業選択を生活不安から性急に決定しなくてもよくなるからである。ベーシック・インカムによって「福祉機会」は増大するのであって、減少する⁽¹¹⁾とはない。

ダーレンドルフは更に次のように続けている。

「人間の自己像と自己意識の基盤としても、職業的地位以外には考えられない。女性の解放が職業的地位と結びついていることも偶然ではない。スポーツでの業績や余暇時間での成果といったものが人間の自画像を支える柱になる兆候はあるとしても、労働と比べれば、それらは大抵疑わしいものである。」

とはいえ、労働社会を人類学的な不変要素とみなす人々とは違って(参照、Butterwege 2013)、ダーレンドルフは別の選択肢を「私たちがまだ」発見していないだけだということを認めている。彼の論述のなかでも一つの別の選択肢が暗示されている。すなわち彼はベーシック・インカムを憲法で保障された権利、民主的共同体における市民の権利と捉えているのである。彼がこの考えを更に進めたならば、国家市民としての市民が民主主義を正当化する基礎だと理解せねばならないはずだった。そうすることでまさに共同体の自己イメージが別の新しいものになる基礎ができ、稼得労働の地位も相対化されたであろう。労働社会だという自明性がこれまでもそして現在も如何

に強力であるかをダーレンドルフのテキストは示しているが、彼自身は新たな共同体への展望を既にもつていた。それをわれわれなら、国家市民の地位を与えることよつてのみ共同体は無条件な承認の場となる、というべきであろう。まさに国家市民という地位こそ無条件に妥当する地位であり、ここに市民であることとベーシック・インカムとの思想的な親和性がある。今日では遣り甲斐(Berufung)と稼ぎ・稼得(Erwerb)とが重複してしまっており、そうならざるを得ない状況であるが、ベーシック・インカムは両者の区別を再び明瞭にするだろう。すなわち、遣り甲斐は行為を動機付ける自律的な次元であり、これが職業つまり稼得活動につながることもあり得るが、遣り甲斐は必ずしも職業として実現される必要はない。ところが現代では遣り甲斐を何らかの形の稼得活動に変えることが出来なければ、何もできない。

「人間の時間管理を構造化するための原理を稼得労働の原理以外に見出すことに我々はまだ成功していないのである。職業労働という固定点がなければ、人間は自分の毎日、毎週、毎年を秩序付ける基準を見いだせない(テレビ番組を基準にするとでもいうのか?)。」

ここで再びダーレンドルフは稼得と遣り甲斐とを混同しているが、これは遣り甲斐を稼得活動に切り詰めてしまった結果であり、この切り詰めを克服できるのがベーシック・インカムに他ならない。稼得活動がなくともベーシック・インカムがあれば、人を魅了し関心を抱かせる課題に取り組むことができる。時間をうまく管理できるかについて心配することが正しいか否かは別にしても、ベーシック・インカムがあれば人間は、「彼が関わる」(事柄そのものを通して、「時間構造(Zeitstruktur)」を十分にうまく見つけられるだろう。実際、他の人びととの分業と協働が成功するところでは、市民運動に参加する人にはよく知られているように、つねに組織化や調整や信頼関係が必要とされ「それによつて時間構造も生まれ」るからである。

ところで「ダーレンドルフのような」繊細な思考の持ち主が、ベーシック・インカムを擁護する重要な議論を示しながらも、それがもつ広範な可能性について認識していないということがどうして可能なのだろうか？ 遣り甲斐と稼得という異なった次元を混同してしまった理由はもしかすると、結局ダーレンドルフが個人の承認を活動することから独立に考えることができず、これに稼得労働を優先するという考えが加わって、別の可

能性を認識できなかったからあろうか？ 遣り甲斐と稼得との結合を自明で克服不可能なものと見なす場合には、ベーシック・インカムに対して少なくとも疑問をもち、懐疑的にならざるを得ない。——最初に挙げた長文の引用でダーレンドルフで彼が述べていたことはこのように理解できよう。同じ思考パターンがベーシック・インカム論争のなかでBI批判という形で繰り返し現れている。この論争の中には別の展望も含まれていないわけではないだろうが、それが明確になるのは、政治秩序における市民の地位や民主的共同体の基礎が注目される場合である。そうすることで初めて、一見不可能と思えることが、おそらく我々に気づかれなかつた自明の所与だつたことが示される。その自明の所与とは、国家市民権を無条件に授与することに現れているような、市民を主権者として無条件に承認することである。我々の自己理解におけるこの空白地点・盲点に注目すれば、我々の社会国家構造が、あらゆる種類の現行の先入見と一緒になつて、主権者の無条件承認をどれほど阻んでいるかが一層明瞭になる。それゆえ我々はその矛盾の中で生きており、この矛盾を克服する助けとなるのがベーシック・インカムである。

「市民賃金の不正」

— オトフリート・ヘツフェのベーシック・インカム論 —

(S33-58)

チュービンゲン大学の名誉教授(哲学)オトフリート・ヘツフェ(Ottfried Höffe)は数年前にフランクフルター・アルゲマイネ新聞(紙上(Höffe 2007))でベーシック・インカムを批判した。彼は次のことをモットーとしている。「われわれの日常的経験におけるほぼすべての事柄について哲学することができる。そのために必要なのは既知の物事を問い直す能力だけである。ただし問いは、方法的で、しかも十分に経験的(1)で、根本的で、自己の前提をも対象とする問いでなければならない(2)。しかし彼は自らのモットーに従ってBI批判を行っていない。それは彼の寄稿の題名からも推察される。題名にある「市民賃金(Bürgerlohn)」という表現は彼の言葉であり、ベーシック・インカム議論の文脈に由来するものではない。ベーシック・インカムは賃金を示す言葉ではない。

「ベーシック・インカムとは、その人の経済的および社会的地位とは無関係に各人に与えられるものであり、いわゆ

る市民賃金であるが、今日この考え方について主に経済学的観点から議論されている。しかし実際には社会倫理も問われており、しかも労働概念および正義原理という二つの観点から問われている(3)。」

市民所得(Bürgerinkommen)であることを特徴とするベーシック・インカムをヘツフェは、それが本来意味するはずのない賃金(Lohn)へと解釈変更している。賃金が支払われる働きとは、ギブアンドテイクの規則に従い、「賃金・稼ぎを得るという」目的に依存する働き、つまり稼得活動である。これに対してBIは市民が市民であるが故に与えられるものである。BIにとつての目的とは人間・市民を国家市民としてエンパワーメントすることである。しかも既にヘツフェの寄稿文が掲載される時点で、BI理念が主に経済学的観点から議論されているなどという状況ではなかった。

ヘツフェは後に次のように書いている。

「今日の市民は通常二つの役割を果たしている。政治的主権者・政治市民(Citoyen)という「高貴な役割」だけではなく、労働者やサラリーマンや企業家として自らの生計を

立てる経済市民(Bourgeois)という普通の役割をも果たしてゐる。」

ヘッフェは、必要の王国と自由の王国との区別という古代から知られてる区別を参照している。自由の王国では自由人にふさわしい余暇活動(Müßiggang)が、必要の王国では下僕労働や奴隷労働が行われる。今日の市民が二つの「役割」を果たすことになるのは、社会が民主化したからであると、彼は述べる。この概念を導入することで彼は、労働社会の未来に関する議論に混乱を持ち込む。しかし、人間が厳密な意味で一つの役割の担い手となるのは、彼が被雇用者(Arbeitnehmer)となり、解決すべき特殊な課題に従事する場合である。そのような課題が目指す目的は彼の外部にある目的であり、そのような目的は彼がいなくても存在し、彼が解雇された場合でも、課題解決は機械に取つて代わられたり、彼以外の別の被雇用者に担われる。被雇用者であるとは必然的に代替可能な存在だということである。そのような関係に置かれている人間はつねに或る特定の観点において、つまり彼が従事する解決されるべき課題という観点において意味を持つ存在である。組織員がいなくなつても組織が存続できるためには、そのような「人間

を一つの役割に限定するような」人間の限定化が前提となる。このような社会的背景がある所では、稼得労働を社会的統合の場として過大評価することはひとつの幻想である。なぜならそこでは人間は人間として統合されるのではなく、単に彼が引き受ける一つの機能に関して統合されるだけだからである。これと全く事情が異なるのが国家市民である。国家市民の地位が目的とするのは共同体へ帰属することである。市民は代替不可能であり、機械に置き換えることはできない。市民であることに休日や休暇はない。国家市民であることは役割ではない。労働社会と社会国家の未来に関する議論の中では、このような「被雇用者と市民との」区別はほとんどなされていない。今日の議論状況の特異性を明らかにするにはこの区別が不可欠である。

稼得労働を美化することでヘッフェはさらに別の幻想を、つまり個人は自分の生計を立てることに責任があるという幻想を煽っている。確かに個人は職を維持して自立する責任を有するが、彼が得ようとする所得は彼の働きの成果(Leistung)に由来するのでは決してない。働きの成果とは、複数の分業過程の協働(Zusammenwirken)から、そして先行諸世代のさまざまな成果を利用することから生まれるものである。成果が依

存するものは多様であり、一人の人間に帰することはできない。
い。

ヘツフェはさらに次のように述べる。

「職業選択の自由といった」自己責任の民主化によつてすべての市民に自己実現の機会が、すなわち現代の労働、特に稼得労働の大部分が提供する自己実現の機会が与えられる。名声や、そして大抵の場合に所得も、またそれらに先行する教育や専門教育も基本的には人がどのような種類のどのような職位の（稼得）労働に就いているかに関係している。しかしそうだからといつて労働生活が、稼得と無関係な（余暇）生活とは全く別の選択肢だということではない。たとえば精神的な仕事やボランティア活動、社会活動、政治活動を行うことによつて労働中心の稼得生活がひとつの成功した人生の全体像へと完成することも可能である。」

ヘツフェが労働一般と特殊な稼得労働とを区別するのは、共同体にとつて等しく重要で不可欠な多様な活動領域があることを指摘しているのだと解すれば、彼に全く同意することができ

きる。しかしそれに続く文章で、活動領域の多様性は稼得労働の優位性へと変わっており、現代の規範的な労働観に全く即したものになっている。稼得労働が何より大事であり、最上位に位置する。稼得労働に従事しない者は子供の世話や市民活動に携わることもできるだろう。しかしそれによつては、温かい言葉以外の承認を得ることはできない、というのである。そのことの帰結として、上記の引用の最後の部分では稼得労働の優位性が更に強化されている。すなわち、最重要の稼得労働は別の社会関与によつて「成功した人生の全体像」へと完成することも可能である。しかしそれは必然ではない、とヘツフェは考える。これに対して稼得労働の規範的命令は不可避的である。このヒエラルヒー化を彼は見ようとしなない。しかし人間はすべての活動領域を同列のものとして選択できるわけではない。誰も収入を放棄することはできないし、放棄した場合でも人間は稼得労働による貢献の現在ないし過去の実績を基準として評価されるのである。それゆえヘツフェが語る諸活動領域の同列性は存在せず、規範として期待されるものの中心には稼得労働が位置づけられている⁽¹²⁾。

寄稿論文の続く部分でヘツフェは、活動することと能力と熟練の形成との関連について述べているが、能力と熟練の形成を

稼得労働と短絡的に結び付けており、言うなれば、遣り甲斐 (Berufung) を職業 (Beruf) つまり稼得労働に解消してしまっている。ヘツフェが思っているように、稼得労働そのものが人間を事柄と取り組ませるわけではない。個人が親和性を感じざるをえない事柄そのものが、個人をその事柄と取り組ませるのである。事柄とのそのような取り組みによつて能力と熟練は形成され得るのであつて、そのために稼得労働が必要なわけではない。稼得労働の意義は、それによつて所得を得なければならぬという規範的命令にのみ由来する。この規範に強制されるため、個人が追求する遣り甲斐は稼得労働につながり得るものだけになる。遣り甲斐が稼得労働につながらなければ、所得を得られない。職業が遣り甲斐に優先する。ヘツフェの短絡的思考はさらに続き、「働きたいと望みながら職場を見いだせない人間の身体的および精神的健康はひどく害される」という研究結果を見て驚いている。彼が諸活動の規範的ヒエラルヒーの問題性を考慮していたら、この調査結果に驚くことはなかっただろう。とりわけこの調査結果から、健康被害の原因がベーシック・インカムなのだという結論を導くなどということとはなかっただろう。というのも、ヘツフェが挙げている健康被害を引き起こしている規範的ヒエラルヒーを廃棄するのがベーシック・インカムだ

からである。この関連で彼の反省的思考力の欠如を極端に示し、驚かせるものが次の記述である。

「結論として、それ〔稼得労働〕は間接的な社会的コントロールとして機能する。つまり、とりわけ青年男子らは、無職の場合に、攻撃的になったり、殉教を厭わない原理主義に陥りやすいからである。」

彼の青年男子論はひとまず脇に置く。少し考えればすぐに分かることだが、この現象にはもつと説得的な説明がある。男性のアイデンティティは女性の場合よりも強く稼得活動と職業的成功に今でも結び付けられているため、職を見いだせないことは男性にとつて非常に危機的なものとなる。この現象は、稼得労働を重視し、市民社会の連帯を軽視する共同体においてとりわけ顕著になる。しかし、ヘツフェには理解できないことだが、このような状況こそ、ベーシック・インカムが導入されて所得が稼得活動に依存しなくなり、個人の承認や能力の発展もまたそれに依存しなくなると、変わるのである。青年男子は、共同体の一員であること、少なくともそこに生活の中心があることによつて、在るがままの姿で承認されることになるのだろ

う。これがもたらす影響は非常に大きなものであろう。ヘッフェのように稼得労働の価値を高く見積もる者は次のような帰結を受け入れねばならない。

「人間に不可欠な承認はその多くが職業世界と労働世界に依存している。それゆえ合理的な自己利益の観点からすれば、政策は、経済政策の点でも社会政策と教育政策の点でも、次の二つのことを奨励しなければならなくなる。すなわち、国民経済に関して雇用創出、個人に関しては労苦と忍耐を必要とする求職活動が奨励される。」

しかし承認がこのように稼得労働のみに依存するのは、稼得労働が今日のように優先的地位を占めている場合のみである。だがこの優先的地位が不変であるわけではない。なぜなら民主的共同体においては市民の地位が稼得労働に依存しないからである。市民の地位は無条件であり、そのことはドイツの憲法に明確に示されている。人間の尊厳は彼がなした功績に依存するものではない。無条件に主権者であるという地位は稼得活動の地位よりもずっと根本的な意義をもつ。市民が代替不可能であることが意味するのは、特定の基準を満たし、特定の

目的に貢献しようとする条件で、人間が市民になるわけではないからである。或る共同体が市民を、例えば移住によって、失うことはあり得るが、市民が（代替される）ことはない。これに対して稼得労働者は代替可能であり、これは労働者の仕事に機械に取って代わられる場合に最も明瞭である。またそもそも解雇すること自体が、代替可能性が労働過程の不可欠の要素であることを示しており、人員募集もまさに然りである。人間の労働力を投入することは自己目的ではなく、或る課題を適切に遂行するために彼が必要かどうかで人間は評価される。それゆえ、人間が行っていた労働の諸工程が機械によって代替され得るのなら、〈国民経済〉の課題は雇用の確保だとするヘッフェの主張は意味をなさなくなる。これに対して、人間は市民であることから解雇されることはない。市民は常に不可欠な存在であり、近年の流行語を使えば、〈システム基盤systemrelevant〉⁽¹³⁾である。

ヘッフェにとって稼得労働が絶対的な優先性を持つため、彼は労働権なるものを考える。彼もこの権利を個人の請求権としては適当ではないと考えてはいるが、このような権利が導入されれば、労働の場（雇用）はもはや価値創造の場ではなくなり、全く非現実的なものとなる。彼によれば、共同体の課題は、

「経済状況、社会状況、法的状況に貢献し、労働意欲および、雇用の維持と創出を促進することであつて、〈解雇による合理化 (Wegrationalisieren) ではない〉と云ふことになる。こうしてヘツフェは、人間の労働に頼らずに価値を創造する可能性があり、自由な生活時間を再獲得する可能性があつても、それを放棄する。しかし機械による自動化を放棄するだけのために維持される労働の場(雇用)はその意義を失い、そこで働く者に自分を無用な者と感じさせる。そのような人間は自動機械を放棄するためだけに労働に就いているのである。

ベーシックインカムを市民賃金と誤解するであろうなるが、次のヘツフェの文章で表されている。

「市民賃金と云われるものに反対することは、互酬性 (Wechselfähigkeit) という正義の核心を主張することである。互酬性に従えば、人間が賃金 (Lohn) を得るのは単に市民であるからではなく、共同体に貢献することによつてである。」

これは驚くべき主張であり、共和主義的民主制度にとつて決定的に重要な諸前提に矛盾している。民主主義の諸前提は

いかなる代償貢献も要求しない。確かに民主主義は市民が貢献することを期待するが、それを市民に「強制することなく」訴えるだけである。ヘツフェの主張する互酬性が妥当するのは、共同体に対する忠誠要請 (Loyalitätsgebot) という形のみでしかなく、それは特定の代償貢献を、いわんや稼得労働を求めめるものではない。ヘツフェの更なる異議申し立ても同じく根拠のないものである。

「市民賃金」に反対することは、補完性 (Subsidiarität) という社会原理を主張することでもある。この原理が要求するのは、人は生活の糧をまず自ら稼(こう)とす(べき)であり、困窮した場合にのみ共同体が援助を差し伸べるということである。補完性は福祉手当国家 (Fürsorgestaat) に反対し、自由で民主的に機能する社会国家 (Sozialstaat) を支持する。」

〔ローマ教皇ピウス十一世の「一四〇周年記念回勅」(一九三一年)の基盤にある補完性概念をヘツフェは正しく理解していない⁽¹⁴⁾。回勅では生活の糧と稼得労働との対立関係などは問題にされていない。そこで論じられているのは「個人が自ら欲し自

力で行い得ることをその人から奪うべきではない」ということである。ここには個人の能力の範囲の始まりと終わりが規定されているだけである。ヘッフェ自身が補完性概念について詳細な論文を書いているだけに(Höffe 1997、2007)の彼の記述は驚くべきものである。この概念を使用するなら回勅における概念定義を再解釈しなければならない。正にそのような再解釈を提供するのがベーシック・インカムであり、BIは政治共同体にとって決定的に重要な諸前提から補完性を導き出す。BIが自律的で自己決定的な生活を送るという責任を個人から免除するなどということはなく、むしろそれを強化する。というのもBIによって個人が選択し専念できる(自己決定的な)活動範囲が広がるからである。ヘッフェが努力すべきであると考えずすべてのことにBIは彼の提案よりもずっと大きな貢献をする。なぜならBIは市民を互に、稼ぎ手としてではなく、市民として承認させ、市民相互の連帯を強化するからである。ベーシック・インカムによってこれが実現される。

補完性と無条件基本所得とは対立しない

(S161-162)

ベーシック・インカムに対して常に持ち出される異論として、それが補完性原理に抵触し、個人を「福祉手当国家(Fürsorgestaat)」(Höffe 2007)に依存させるという壊滅的結果をもたらすというものがある。この異論とそれが想定する帰結は破壊的なものである。しかしそれらは正しいのだろうか？この異論は、BIが意図するものや補完性原理の意味を正しく捉えているのだろうか？

この疑問に答えるために、補完性に関する議論において常に参照される有名な出典、すなわち「ローマ教皇ピウス十一世の」(四〇周年記念回勅「一九三一年に当たってみよう。この回勅では次のように述べられている(Quadragesimo anno 1931, 第79節)。

「歴史が明らかに証明しているように、状況が変わってしまつと、それまで小さな共同体によって容易に解決されていた諸課題がより大きな共同体によってのみ解決されるということとは確かに正しい。しかしだとしても、《他人事に介入したり文句をいうべきではない》という最も重要な社会哲学の原則はどんな時代でもしっかりと守られねばならない。個人が自ら欲し自力で行い得ることをその人か

ら奪つて社会的活動に委ねられるべきでないのと同じように、小さな下位の共同体(Gemeinwesen)が行うことで良い成果を出せることに大きな上位の共同体(Gemeinschaft)が手を出すことは正義に反する。そのようないことはまた社会秩序全体を甚だしく害し混乱させるものである。いかなる社会的活動もその本質からして補完的なもの(Subsidiar)である。社会的活動は社会組織体の各部分を支えるべきであつて、決してそれらを破壊したり呑み込んだりしてはならない。」

この段落の最初の部分で、固定的に決まつた「諸課題」が小さな共同体に委ねられているわけではないと明言されている。どんな課題を誰が担うべきかの決定は、それを担う能力があるか否かに依存するのだと上記引用では言われている。「小さな共同体」にできないことが何かは、そのつど良く考えてみるべきことであつて、定義によつて決められることではない。個人が「自ら欲して」成し得ることを個人から奪うことが「許され」ないのと同様に、「下位の共同体」が行い得ることに上位の共同体が干渉することは許されない。この関係が正確にどのようなものであるかは、「具体的状況に即して」常に新たに明らかに

されねばならない。

守るべき上記の社会哲学原則は、個人の力を信頼し、それを強化しようとするものであるが、個人主義的な短絡に陥るものではない。個人は常に共同体の個人として個人である。したがつて補完性原理から所得獲得が個人に委ねられねばならないという(個人主義的な)結論が出てくるわけではない。補完性原理では所得獲得が問題とされていないにも関わらず、所得問題に関してこの原理が持ち出されている⁽¹⁵⁾。ベーシック・インカムは補完性原理と十分両立可能である。なぜならBIは個人を強化するからである。例えば、今日では市民活動に参加したり、家族に配慮したりするための時間がないために、個人が引き受けることのできない諸課題も、「BIの導入によつて」個人が再び自分で解決できるようになるからである。こうして、これまでの議論で対立していた二つの側面(共同体の強化と抑制という二側面)をBIが共に担うと言えるのである。すなわち一方でBIは、市民が自由な決定を下す条件を強化する点で、強力な国家、というよりむしろ強力な共同体を許容する。この強化は個人主義的なものではなく、BIを集団的に作り上げることである。他方でBIは国家を同時に控えぬものにもする。なぜならBIによつて市民は今日では担えない

諸課題を引き受けることができるからである。それゆえ国家は、個人の能力を保護し促進する点において、個人だけでは作り出せない基盤構造を準備する点において、強力でなければならず、他方、国家の援助を必要としないところでは控えて、なければならぬ。補充性原理が意味するのは、キリスト教の伝統とB-Iとの統合可能性に他ならない(Knuth 2007)。

人間の尊厳自体が、それとも労働による尊厳か？

(S.162-164)

二〇一二年五月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙の前に、WDR(西ドイツ放送)が選挙討論番組を企画し、そこでB-Iについて議論された。この番組は、なぜB-I議論が進展しないかの理由を明らかにしている。海賊党⁽⁶⁾の(連邦議会選挙)第一候補者であるヨアヒム・パウ(Joachim Paul)は、B-Iが長期的問題への解決策だとしてそれを支持する議論を行った。彼の主張するところでは、生産性が上昇すると労働総量が減少(Datentreport 2013, S.116; Statistisches Bundesamt 2011, S.849ff.; Schildt 2006, 2008)、個人は生存権を確保するための購買力を得られなくなるが、かといって「そのような

人々を排除して放置しておくことはできない。」

パウルの議論において、問題点とまで言わないとしても、不運な点はどこにあるのだろうか？それは、B-Iが補償給付(Kompensationsleistung)となつてくる点である。彼の議論は、労働総量が減少した時に稼得労働によって十分な所得を得ることが困難だという点に向けられているだけである。しかし人口動態の変化(労働人口の減少)によつて長期的にはこのような困難が解消されるとすれば、B-Iは必要でなくなり、不要となるかも知れない。これが、パウルの意図するところではないとしても、彼の議論の結論はそうなる。十年したら労働市場が改善されるという論点は、まさにB-I支持者に度々突きつけられる問題である⁽⁷⁾。パウルはB-Iをさしあたり賠償給付(Reparaturleistung)と捉えている。しかしB-Iは、そのみならず、「必要とする」か否かに関わらず、すべての人々に提供されるべきものである。そのように理解されたB-Iはもはや賠償給付ではない。明らかに彼のB-I擁護論には不明確な点があり、二つの対立する考えを含んでいる。一方では、B-Iが賠償や補償とみなされており、この場合、損害やその原因が存在しなくなれば、B-Iも不要となる。他方では、給付が貧窮基準に従うものではなく、B-Iはそれから独立のものとされる。な

ぜそのようなかについては明言されていない。給付の根拠が貧窮でないならば、それは地位基準に基づくしかない。それは共同体における市民という人間の地位であり、労働市場状況やその他の経済事情から独立に導出される地位である。残念ながらパウル氏はこの論点を知らないのであるが、この論点は討論における彼の立場を強化できたかもしれないものである。

さてこの討論の他の参加者の反応はどうであったか。パウルが話している間の他の討論者の表情はと言えば、SPD(社会民主党)のハンネローレ・クラフト(Hannelore Kraft)やCDU(キリスト教民主同盟)のノーバート・レットゲン(Norbert Röttgen)やFDPのクリスチャン・リントナー(Christian Lindner)は見下したような笑いを浮かべ、他方、ジルビア・レーアマン(Sylvia Löhrmann)(同盟 90/緑の党)は厳しい神経質な眼差しであった。これらにパウルが動揺することはなかった。ノルトライン・ヴェストファーレン州首相のエンローレ・クラフトは、もはやパウルのBI論に我慢できなくなり、自らの個人的な人間経験にもとづいて次のように反論した。

「クラフト：仕事をもち、規則正しい日課があり、そこで社

会的なつながりを持つことが、人間の尊厳にとって非常に重要なのです。」

この議論は周知のものであるが、まさに一つの症候群の実例である。これによると、人間の尊厳は、もはや人間であることに由来するのではなく、労働という別のものに著しく依存するものとなっている。しかもここでは労働が稼得労働(参照、Eichhorst 2013, Grefrath 2013)や規則正しい日課や社会的コンタクトと等値されている。こうしてクラフト女史は、市民が市民であるだけで尊厳をもち主権者である(ドイツ基本法第1条)という我々の政治秩序の基盤を軽視することになる。尊厳の侵害といふことで問題となるのは、稼得労働そのものが人間の尊厳にとって重要だということでもなく、失業者が労働の欠如ゆえに尊厳を失いかねないということでもない。尊厳の危機が起こるのは、我々が尊厳を自立的なものと理解して、それに相応しい形で所得確保を行わないからである。失業が今日のような「尊厳の喪失という」意味を持つのは、何よりも所得と稼得活動とを規範的に結合しているからであり、稼得活動が共同体への貢献と評価されているからである。尊厳は人間であり市民であることで無条件に承認されるのではなく、稼得

労働者であるという条件付きで認められることになっている。まさにこのような転倒をハンネローネ・クラフトの人間経験に基づく言説は反映しているのである。

緑の党の筆頭候補者であるジルビア・レーアマンはかつて党内でB1に集中的に取り組むべきと力説した人物であるが、彼女も次のような質問をしている。

「なぜ高所得者が国家から追加的な補助金を、つまり彼が必要としない金銭を得ることになるのか？」

感情の高ぶりと憤慨のために、レーアマン女史が忘れてしまっていることがある。所得税における基礎控除も同じくすべての人に適用されており、それは生存最低保証という考えに基づいているのである。税額を減額するための多くの控除があり、それらを《必要》としない高所得者も控除申請していることを彼女は知らないであろうか。彼女の発言から明らかになっているのは単なるイデオロギー的立場であり、それが人間の本性だと思いつまれているだけである。

窮乏ということに囚われた思考こそ、稼得活動の優位を固定化することによって、今日の社会国家の貧しさの原因となっ

ている。ベーシック・インカムこそ人間の尊厳を無条件に承認するものである。それゆえにB1は我々の政治秩序に適合したものであり、それによって根拠付けられねばならない。根拠づけの起点は、国家市民としての市民にある。

注

- (1) 各小見出しの後に付けたページ番号は原書の対応ページを示す。
- (2) 「ベーシック・インカム」に対応するドイツ語は「Grundeinkommen」（基本所得）である。ドイツの議論ではその《無条件性》を強調するために、Bedingungsloses Grundeinkommen、ないしその略記である、BGE、という用語が好まれるようである。本稿では基本的に「Grundeinkommen」を「ベーシック・インカム」ないし英語の略「B1」と訳し、文脈上適切と思われる場合にのみ「無条件基本所得」という用語を用いる。
- (3) 「」内の挿入文は訳者が理解のために補足したものである。以下同様。
- (4) 社会国家(Sozialstaat)とは、人間の基本権や尊厳を保障

する点に重点を置いたドイツ的な表現であるが、福祉国家 (Wohlfahrtsstaat) とほぼ同じ意味で使用される。

- (5) 二〇一四年二月に、右派政党「スイス国民党 SVP」の主導で提案された「反移民大量流入 gegen Masseninwanderung」案が国民投票に付され、賛成 50.3%とごく僅差で移民者数を制限するところの提案が可決された。EUとの間の人材交流協定が二〇〇二年に発効して以来、スイスには毎年八万人がEUから移住しており、外国人居住者の割合が人口の 23%となっていることが背景にある。他方、EUからの高い技能をもつ労働者の流入と、それに付随する自由貿易協定がスイスの経済成長を実現しているのも事実であり(スイスの失業率は 3.2%に過ぎない)、今後政府が投票結果にどのように対応するかが懸案となっている。
- (6) シュトゥットガルト市の中央駅を地下化して地上部を再開発し、さらに広域交通網を整備しようという計画。一九九〇年代から立案されていた計画は二〇一〇年に着工されたが、市民の反対運動が起った。現在工事は進行しており二〇二二年の完成が目指されている。
- (7) 事前のアンケートでは、「反移民多量流入」提案に対して約

55%が反対であった。

- (8) (原注 3) 本書「根拠なき所得」(S.149 以下)を参照。
- (9) (原注 4) 本書「社会から労働は無くなるのか?」(S.147 以下)を参照。
- (10) (原注 5) この明快な定式化はトーマス・レーア(Thomas Loer)による。参照: Loer 2009.
- (11) (原注 14) チュービンゲン大学のツフェのサイトを参照。
- (12) (原注 15) 同趣旨のことが最近の論文でも述べられている。参照: Hoffe 2009.
- (13) *systemrelevant:「ごくドイツ語は英語の “Too Big To Fail” (大きすぎて潰せない) という表現に対応し、二〇〇八年のリーマンショックのころからドイツでも使用された表現。巨大金融企業は、その倒産が国家の経済基盤自体を破壊するために倒産させられず、社会システムの基盤になっている」と。
- (14) (原注 16) 本書「補完性と無条件基本所得とは対立しない」(S.161 以下)を参照。
- (15) (原注 48) 本書「市民賃金の不正」(S. 53 以下)を参照。
- (16) ドイツ海賊党(Piratenpartei Deutschland)は情報・インターネット検閲の強化に反対して二〇〇六年に結党され

たドイツの政党。連邦議会では議席を得ていながら、二〇一一年から州議会レベルでは議席を確保している。二〇一三年の連邦議会選挙のためのマニフェストには「シーミンク・インカム」を掲げている。

(17) (原注 49) 本書の「ビーンブローマーのピルミン」(S.186 以下)を参照。

参考文献

(以下の参考文献リストは、訳出した部分に関連する文献だけに限定している)

Atkinson, Anthony B. (1996). »The Case for a

Participation Income«. The Political Quarterly.

Volume 67. Issue 1. S. 67-70, January.

Butterwegge, Christoph (2013). »Traumziel der

Reformer. Das bedingungslose Grundeinkommen -

Neuanfang oder endgültiger Niedergang des

Sozialstaates?« junge welt. 11. Dezember. S. 10.

Dahrendorf, Ralf (1986). »Ein garantiertes

Mindesteinkommen als konstitutionelles Anrecht«.

In: Schmidt, Thomas (1986). S.132-138.

Datenreport (2011). Statistisches Bundesamt

Wiesbaden.

<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Datenre>

<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Datenre>

Datenreport (2013). Statistisches Bundesamt

Wiesbaden.

<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Datenre>

<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Datenre>

Eichhorst, Werner (2013). »Schaffen statt Schlaraffen.

Es gibt so viel Arbeit wie niemals zuvor. Ein

bedingungsloses Grundeinkommen gefährdet,

wofür wir hart gearbeitet haben - und würde

unsere Gesellschaft zerreißern«. In: The European.

Debatte: Zukunft der Arbeitswelt, 26. Juli.

http://www.iza.org/press_files/TheEuropean2013-06

.pdf.

Grefrath, Mathias (2013). »Geld oder Würde?

Bedingungsloses Grundeinkommen und

abendländisches Menschenbild«. NDR, 13. Januar.

文
論

- Hengsbach, Friedhelm (2007). Interview vom 25. Juni.
<http://www.ulmerbge-modell.de/OLD/hengsbachinterviewA5undA4.pdf>
- Hengsbach, Friedhelm (2011). »Der Allgemeinheit wird die Last aufgebürdet« mogenweb. Das Nachrichtenportal Rhein-Neckar, 24. Dezember, <http://www.morgenweb.de/nachrichten/politik/der-a-llgemeinheit-wird-die-last-aufgebuerdet-1.2-149-50>.
- Hengsbach, Friedhelm (2013). »Mehrheit der Deutschen lebt unter ihren Verhältnissen« Interview auf heute.de (Beitrag nicht mehr verfügbar).
- Hessischer Rundfunk (2010). »Grund Einkommen für alle - das Ende des Sozialstaats«. HR 2 Der Tag, 9. November.
- Höffe, Otfried (1997). »Subsidiarität als Gesellschafts- und Staatsprinzip«. Swiss Political Science Review 3 (3). S.1-31.
- Höffe, Otfried (2007). »Das Unrecht des Bürgerlohns«. Frankfurter Allgemeine Zeitung, 22. Dezember. Nr. 298, S. 13.
- Höffe, Otfried (2009). »Wirtschaftsbürger, Staatsbürger, Weltbürger - Bürgerverantwortung in Zeiten der Globalisierung«. In: Breuer, Markus/ Mastroradi, Philippe/ Waxenberger, Bernhard, Markt, Mensch und Freiheit. Wirtschaftsethik in der Auseinandersetzung. Berr: Haupt Verlag, S.137-151.
- Liebermann, Sascha (2006) 'Freiheit ermöglichen, das Gemeinwesen stärken', in: Werner, Götz W. (2006) Liebermann, Sascha (2012c). »Das Menschenbild des Grundeinkommens - Wunschvorstellung oder Wirklichkeit?«. In: Werner et al. (2012). S. 12- 19.
- Loer, Thomas (2009). »Staatsbürgerschaft und bedingungsloses Grundeinkommen - die Anerkennung der politischen Gemeinschaft«. In: Neuendorff et al., S. 84-99.
- Milka, Bascha/Reinecke, Stefan (2006). »Eine Revolution im Denken und Handeln. Interview mit Wolfgang Engler und Mathias Greffrath«. In: taz Nr. 8140 vom 1. Dezember, S.4.

- Neuendorf, Hartmut/ Peter, Gerd/ Wolf, Frieder O.
(Hrsg.) (2009). Arbeit und Freiheit im
Widerspruch? Bedingungsloses Grundeinkommen -
ein Modell im Meinungsstreit. Hamburg: VSA.
- Schildt, Gerhard (2006). »Das Sinken des
Arbeitsvolumens im Industriezeitalter«. In:
Geschichte und Gesellschaft. Heft 32, S. 119-148.
- Schildt, Gerhard (2008). »Arbeitsvolumen oder
Arbeitszeit. Eine Entgegnung«. In: Geschichte und
Gesellschaft. Heft 34. S. 550-557.
- Schmid, Thomas (Hrsg.) (1986). Befreiung von falscher
Arbeit. Thesen zum garantierten
Mindesteinkommen. Berlin: Wagenbach.
- Statistisches Bundesamt (2003). Wo bleibt die Zeit? Die
Zeitverwendung der Bevölkerung 2001/2.
Wiesbaden.
- Statistisches Bundesamt (2011). Wirtschaft und
Statistik. September, Wiesbaden.
- Strengmann-Kuhn, Wolfgang (2008). Vollbeschäftigung
und Grundeinkommen, Ethik und Gesellschaft. 2.
- ökumenische Zeitschrift für sozialethik
Welter, Ralph (2014). »Das Grundeinkommen ist eine
Pflicht«. In: Aachener Zeitung, 21. Februar.
- Werner, Götz W. (2006) "Ein Grund für die Zukunft: Das
Grundeinkommen", Stuttgart, Verlag Freies
Geistesleben (ヴェルナー・ゲッツ (2007)『ベーシック・イン
カムー基本所得のある社会』渡辺一男訳、現代書館)
Werner, Götz W. (2007) "Einkommen für alle. Der
dm-Chef über die Machbarkeit des bedingungslosen
Grundeinkommens", Köln, Kiepenheuer & Witsch
(ヴェルナー・ゲッツ (2009)『すべての人にベーシック・イン
カムをー基本的人権としての所得保障に向けて』渡辺一男
訳、現代書館)
- Werner, Götz W./Eichhorn, Wolfgang/Friedrich, Lothar
(2012). Das Grundeinkommen. Würdigung.
Wertungen. Wege. Karlsruhe: KIT Scientific
Publishing.

文
論

哲学と現代 31

2016.2

特集「国立大学法人化十一年の大学から見えるもの」

シンポジウム開催趣旨

国立大学法人化十一年の大学から見えるもの

— 新自由主義・新保守主義支配の後 — …………… 加藤 恒男 2

シンポジウム論文

私立大学はこれからどう生き残っていくのか

— 国立大学法人化による大学間競争の激化を見据えつつ — …………… 岩佐 宣明 4

体験的国立大学論

— 筑波大法と社会の新自由主義的改悪との関連における国立大学法人の制度改悪 —
…………… 竹内 章郎 12

論文

「もののあはれ」考 疎外論・再考(続) …………… 津田 雅夫 37

「脆弱性(Vulnerability)」とは何か …………… 池谷 壽夫 59

エコフェミニズムの批判的変換 — 自然美学的読み替えの試み — …… 高畑 祐人 78

明治期進化論の変革的契機について …………… 葛 奇蹊 98

民主主義の精神から見た無条件基本所得 …… S.リーバーマン 別所 良美 訳 121

修養の視座を問う — 『勅語衍義』の哲学 — …………… 加藤 恒男 154
ベルクソンにおける持続と空間の二元論

— 『意識の直接与件』から『物質と記憶』へ — …………… 長谷川 暁人 188

研究ノート

いわゆるキラキラネームの問題について …………… 三谷 竜彦 205

エッセイ

「戦争法」(安保法制)反対の戦いの意味 …………… 加藤 恒男 216

名古屋哲学研究会 編

編集後記

今回の特集は「国立大学法人化十一年の大学から見えるもの」である。これは、国立大学教員だけでなく、すべての大学人にとって、見過ごすことのできないテーマである。この間の大学の変容を、多くの教員は肌で感じているだろう。もちろん変化も必要な場合がある。しかしこの間起きていることは、大学（もちろん大学だけではないが）にとって最も大切な「自由」にかかわるものである。政府の見解や市場の原理にとらわれないうで、自由に議論したり考えを公表する場合は、決して放棄してはならない。

論文は、7本で、どれも力作である。本当に多様な視点から、テーマをふかく掘り下げた論文がならんだという印象をもつ。そしてどれも現代社会の諸問題を考えていくうえで必須のものばかりである。ここから読者の皆さんには「希望」を見出していたいただきたい。(Y.K.)

編集委員(五十音順)

片山 善博、中河 豊、長谷川 暁人、

別所 良美、山崎 広光

哲学と現代 第三一号

発行日 二〇一六年二月

編集・発行 名古屋哲学研究会

事務局 千四六七・八五〇一

名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑一

名古屋市立大学人文社会学部

別所良美研究室内

振替口座 〇〇八五〇・五・一四九二五二

印刷 名古屋大学消費生活協同組合印刷部

(実費 八〇〇円)